

# ご利用ください。福祉のサービス

## 福祉手当

支給要件に該当する方は、4月30日迄に手続きをしてください。

### ★支給要件

- 4月1日現在本町に住所を有する在宅者で
- ・身体障害者手帳（1～2級）
  - ・療育手帳（A・B）
  - ・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）
- } 所持者

### ★手当の額

区分		20歳未満	20歳以上
身体障害者	1級	20,000円	12,000円
	2級	20,000円	8,000円
療育手帳	A	20,000円	12,000円
	B	20,000円	8,000円
保健福祉手帳	1級	20,000円	12,000円
	2級	20,000円	8,000円
	3級	20,000円	8,000円

## はり・きゅう施術費

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用ください。

### ★支給要件

本町に引き続き3ヶ月以上住所を有し、住民登録がある者（国民健康保険加入者を除く。）

### ★助成額

区分	助成額
はり術	1回につき600円
きゅう術	1回につき600円
はり・きゅう術併用	1回につき600円

※ただし1人1日1回とし、1ヶ月に8回以内の利用とする。

★申請により受給者証を発行します。使用期限は年度末です。毎年更新手続きをしてください。

## 福祉タクシー利用券

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用ください。

### ★対象者

- 本町内に住所を有する在宅者で
- ・身体障害者手帳（1～3級）所持者
  - ・療育手帳所持者
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者
  - ・75歳以上でひとり暮らしの方
  - ・両人とも75歳以上でふたり暮らしの方

### ★助成額

基本運賃相当額を助成

★申請により利用券（24枚）を交付

★透析を受けている方には申請により再交付（必要回数）

★身体障害者で、定期的に通院される方には申請により24枚再交付（町の様式による医師の証明を受けてください。）

※転出された場合は、無効となりますので、受給者証・利用券はお返してください。

【ご不明な点は、三隅町役場住民課社会係にお問い合わせください。】 ☎ 43-0211

平成11年4月1日から

老人保健法等の規定に基づき

高齢者の患者さんの負担額が変わります

○老人保健制度加入者の皆さんに関する一部負担金の額が次のとおり変更になります。

### 外来の場合

1日につき500円 → 1日につき530円

ただし、同一の医療機関に1月に5日以上通院した場合は、その月の5日以降の通院については無料となります。（薬剤に関する一部負担金はお支払いいただきます。なお、平成11年度の特例措置として、平成11年7月1日から、国が患者さんに代わってお支払いする予定です。）

### 入院の場合

1日につき1,100円 → 1日につき1,200円

※市町村民税非課税の世帯に属する方等で老人福祉年金を受給している方については、1日につき500円に減額されます。

※市町村民税非課税の世帯に属する方等については、1月の負担上限が35,400円に減額されます。

※入院の一部負担金の減額を受ける場合、三隅町長の発行する認定証を健康手帳に添えて医療機関の窓口にて提出してください。

詳しくは、

保健課高齢福祉係

☎ 43-2444 まで

4月1日から

介護休業給付制度スタート

介護休業を取得した雇用保険の一般被保険者の方は、平成11年4月1日より一定の条件の下でハローワークより介護休業給付が支給されます。

問い合わせ

ハローワーク 萩

☎ 0838-22-0714

ハローワーク長門

☎ 22-8609